

高鍋町告示第36号

令和元年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月30日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和元年9月5日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

○9月9日に応招した議員

同上

○9月10日に応招した議員

同上

○9月11日に応招した議員

同上

○9月24日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和元年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第1日)

令和元年9月5日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和元年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査報告
 - (4) 本省要望の報告
 - (5) 例月現金出納検査結果報告
 - (6) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)]
- 日程第5 報告第3号 平成30年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第6 報告第4号 平成30年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第7 報告第5号 平成30年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第8 議案第49号 令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約について
- 日程第9 議案第50号 令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事(側道橋橋台工事)請負契約について
- 日程第10 議案第51号 平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 認定第1号 平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第2号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第3号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第4号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第5号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第6号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第7号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出

決算について

- 日程第18 認定第8号 平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第9号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第10号 平成30年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第21 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第53号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第24 議案第55号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第56号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第57号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第58号 令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第59号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第60号 令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 平成30年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査報告
 - (4) 本省要望の報告
 - (5) 例月現金出納検査結果報告
 - (6) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕
- 日程第5 報告第3号 平成30年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第6 報告第4号 平成30年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第7 報告第5号 平成30年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第8 議案第49号 令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約について
- 日程第9 議案第50号 令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負契約について

- 日程第10 議案第51号 平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 認定第1号 平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第2号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第3号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第4号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第5号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第6号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第7号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第8号 平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第9号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第10号 平成30年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第21 議案第52号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第53号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第24 議案第55号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第56号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第57号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第58号 令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第59号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第60号 令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 平成30年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

出席議員（14名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |
| 6番 後藤 正弘君 | 7番 黒木 博行君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 古川 誠君 |
| 11番 中村 末子君 | 12番 春成 勇君 |
| 13番 日高 正則君 | 14番 杉尾 浩一君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	農業委員会会長	……………	坂本 弘志君
代表監査委員	……………	黒木 輝幸君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長	……………	横山 英二君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から令和元年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。令和元年第3回高鍋町議会定例会の招集に伴い、先日の9月2日午前10時より第3会議室において議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今議会に提案されます案件は、議案第48号専決処分の承認が1件、報告第3号平成30年度高鍋町健全化判断比率についてなど報告が3件、議案第49号令和元年度茂広毛

平付・高岡線道路改良工事請負契約など請負契約が2件、議案第51号平成30年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてが1件、認定第1号平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算についてまで認定が10件、議案第52号高鍋町税条例の一部改正についてなど条例の一部改正が2件、議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定が1件、議案第55号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）など補正予算が6件の合計26件であります。

執行部より説明を受け、意見を求めましたが特になく、その後、議会事務局より日程の説明を受け、会期については本日9月5日から9月24日までの20日間、また、一般質問については9月9日と10日の2日間で行うことで、委員全員の意見の一致を見ました。

また、最終日の委員長報告については、2回もしくは3回の登壇となりますので、議員各位の御理解と御協力をいただき報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、田中義基議員、2番、永友良和議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（青木 善明） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、常任委員会行政調査報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。文教厚生常任委員会では、7月16日、17日の2日間、大阪狭山市の子育て支援及び多世代間交流施設UPっぷ、滋賀県愛荘町において、びんてまり体操及び図書館と伝統産業びんてまりの館を常任委員7名、事務局から補佐、担当課長1名の計9名で行政調査を行ってまいりました。

大阪府大阪狭山市では、子育て支援と多世代間交流できる施設、UPっぷの説明を受けました。

大阪狭山市では、中学校区ごとに3カ所の子育て支援の場所がありましたが、近年、駅前を中心に子どもが増加、それらに対応すべく建設に向けて計画していたが、同じような

施設ではなく、多世代で利用できる施設にとのことで建設されたようです。マタニティから2カ月の赤ちゃん、就学前までの利用が1階部分で行われるとのことですが、赤ちゃんが倒れてもけがしないような床などの工夫が施されておりました。平成31年1月オープンということでしたが、登録者1,231名、利用者累計は9,133名とのことでした。

2階は、まちライブラリー、自習室は多世代で利用できる施設ですが、本は寄贈となっているとのことでした。その本は古くなっていても、きれいなものであるとのことでした。本には、寄贈者の本への思いがつつられており、読んだ人も感想などを書き入れ、交流できる仕掛けがしてありました。1階では、飲食はできないとのことでしたが、まちライブラリーでは飲食できるようです。しかし、自習室では禁止だそうです。ユニークなのは、自習室で個別対応の机が準備、集中して勉強できたり、本を読んだりできますが、私語禁止で、静かな環境で読み、学ぶ環境があるとのことでした。また、利用時間も小学生、中学生、高校生で利用時間を設定してあり、賛否両論あっても、今のところ問題なく運営されているとのことでした。

運営に関しては、正規職員3名、再任用嘱託1名、嘱託職員5名、2階の世代間交流広場2名で運営。17時半からと土曜日は業者委託しており、月60万円の委託料を出しているとのことでした。

また、加えて、この施設だけでなく、市内に12カ所ある保育園、幼稚園など幼児対応施設では、UPつぶなどで行っている幼児対応の支援内容をそのまま、保育入所者対応型として実践してもらい、保育所や幼稚園などへの入所きっかけづくりとして活用されているとのことでした。そのためには、研修及び内容についての市の方針をしっかりと認識していただくように努めているとの説明もありました。

移動時間の中で、UPつぶについて、委員より、高鍋でも何とか実現できないものか、工夫するように進言すべきだとの意見がほとんどでした。

なお、質問事項については、事前をお願いしてありましたが、報告の中で盛り込んで報告をいたしました。

17日は、滋賀県愛荘町の地方創生事業で計画、県との連携事業が2つ、町単独の健康づくり、地域づくりを中心に行う事業です。

健康推進課では、健康レシピをつくり配布、愛荘町が実施するがん検診、特定健診、健康づくり推進事業やスポーツジムやボウリングなど、一部の自主的な取り組みなどへもポイントカードをつくり、ポイントがたまると、愛荘町の特産品やプール利用券、直売所クーポンなどと交換する仕組みとなっていて、好評であるとのことでした。以前、健康推進員さんは地区推薦であったが、なりたい人を募集して、養成講座を受講された方を対象にしており、現在、38名の推進員さんがおられ、そのうち3名は男性であるとのことでした。

びんてまり体操は、大学と健康推進員さんとの連携で生まれたオリジナル体操だそうです。出前講座なども職員と一緒に健康推進員さんも行かれるそうです。体操のCDもいた

だき、高鍋町では、現在、いきいき百歳体操を各自治公民館へ普及させていますが、健康寿命という考え方は、今、どの地域でも取り組んでおられますが、特徴的なことは、健康推進員さんが歳を重ねた方でしたので、そういう意味では生きがいくくりとしての効果もあり、ポイント取得による喜びも重なり、参加者が多くなっているのではないかと考えました。

びんてまりの館は、図書館と文化継承館としての役割があるようです。びんてまりは購入してきませんでしたけれども、ウイスキー瓶の中に、どうやって入れたんだろうと不思議な思いがある、ボトルシップというのがありますが、愛荘町では伝統工芸品として、手まりを丸い瓶の中に入れるものです。丸いので家庭円満や、中がよく見えるということで仲よくという意味があり、新築祝いや結婚祝い、外国の方へのお土産品として喜ばれているとのことでした。びんてまりは、一度、後継者がいなくなるのではという事態に出会い、今のうちにということで、つくり方をしっかりと残すということで、いろんな団体での取り組みもあるとの説明でした。

余談ですが、びんてまりのつくり方については、撮影禁止となっております。

同じ館に図書館があり、最初、教育長さんが挨拶の中で、読み解く力を中心に、図書館の利用に力を入れていると力説されていました。また、職員の方のお話から、教育長さんは、スマホなど電子機器を持ち込ませないと言われたけれど、現代社会において機器は必要であると対立しましたとのことでした。

また、議会では、愛荘町まちじゅう読書宣言を平成21年議員提案で議決されている町でもあります。ブックスタート事業を初め、おはなし会、おひざだっこ読み聞かせ、歴史資料をつくるなど、進められているとのことでした。子どもの読書活動の推進に関する法律が守られるような推進を心がけているとのことでした。

また、町のこしカードというのがあり、カードには、住民からここにはこういう話があるよなど、歴史的価値のあるものに気づく活動も展開されているとのことでした。例えば、高鍋町で東平原にクランクとなっている場所がありますが、なぜそうなっているのかをその場所に書きとめ、いわゆる、歴史残しのカードと考えていただけたらいいのではないかと思います。

愛荘町の図書館の活動、本を読むという伝統は、全国的に認められており、高鍋町も学ぶべき点が多くありました。

今回は2日間の強行スケジュールでしたけれども、高鍋町でも実行できるのではないかと考えさせられた2日間でもありました。

○議長（青木 善明） 以上で、常任委員会行政調査報告を終わります。

次に、本省要望の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。令和元年6月1日から令和元年8月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋町IoTカンファレンスについてでございますが、6月4日、高鍋町と連携協定を結ぶエイムネクスト株式会社とともに高鍋町美術館において開催いたしました。全国から140名を超える皆様に御参加いただき、官民協働による実証実験を通して、町内のほぼ全域に構築された地域IoTプラットフォームと、そこで実施された実証実験に関する事例発表や、基調講演が行われました。地域づくりにおけるICT情報伝達技術やIoT、モノがインターネットにつながる技術の可能性を強く感じることができました。

次に、高鍋町消防操法大会及び東児湯支部消防操法大会についてでございますが、6月23日、井上商店スポーツセンター駐車場におきまして、高鍋町大会を開催いたしました。天候にも恵まれ、各部とも訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。東児湯支部大会につきましては、7月27日、東児湯消防組合で開催されました。今回も激戦となりましたが、本町では、小型ポンプの部で第9部が準優勝、ポンプ自動車の部の第1部と小型ポンプ積載車の部の第11部が3位となり、3部門全てで入賞という結果となりました。

次に、教育寄附金贈呈式についてでございますが、6月28日、高鍋町役場においてとり行い、町内の中学生等の海外留学事業に役立ててほしいと、有限会社ミップ様から御寄附をいただきました。高鍋町の未来を担う子どもたちのため、来年度からの事業実施を目指し、有効に活用させていただきたいと考えております。

次に、蚊口浜ビーチクリーン活動についてでございますが、7月7日、高鍋海水浴場において行われました。当日は早朝にもかかわらず、町民の皆様ほか関係各団体から約2,000人の御参加をいただき、清掃作業に汗を流しました。また、同日には、高鍋町職員による秋月墓地の清掃も行われました。

次に、感覚と時と空間を旅するプログラム、パラレル・トラベルについてでございますが、7月20日から9月1日まで、高鍋町美術館開館20周年を記念し、大型の空間芸術を楽しむことができる現代アート展を開催いたしました。現代アートを通して、新しい視点で高鍋を感じ、これからの美術の可能性について考えるきっかけになっていただけたものと考えております。

次に、きゃべつ畑のひまわり祭りについてでございますが、8月10日、11日の2日間にわたり、染ヶ岡地区において開催されました。台風8号により、ほとんどのひまわりが横倒しとなる大きな被害を受けましたが、同地区環境保全協議会が中心となり、準備を進めました。口蹄疫後10回目を迎え、ファイナルとなった本年は、台風被害から立ち上がるひまわりが力強く咲き誇りました。トラクター試乗、ひまわり迷路、宮崎大学生企画のイベントなどが開催され、約6,000人ももの来場者でにぎわいました。

以上、その他の政務、要望活動等につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただ

きますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月24日までの20日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの20日間に決定いたしました。

日程第4. 議案第48号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第48号（専決第3号）令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、8月6日の台風8号の災害復旧に係る経費を補正するもので、早急な対応を行う必要があることから、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,858万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億2,591万6,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳出は、台風8号の災害復旧に要する諸経費で、財源といたしましては、財政調整基金繰入金でございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第48号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年8月6日の台風8号による災害復旧に要する経費を計上したものでございます。なお、今回の補正につきましては、迅速な復旧を最優先に計上をさせていただきました。

歳出から御説明を申し上げます。科目名につきましては、細目及び節のみ読み上げさせていただきます。なお、お手元に資料をお配りしておりますので、あわせて御確認ください。

それでは、予算書の8ページ、9ページをお開きください。

社会福祉施設災害復旧費、需用費はわかば保育園の玄関軒の補修、役務費は高齢者等多世代交流拠点施設の倒木撤去です。

都市施設災害復旧費、役務費は舞鶴公園等の倒木撤去、工事請負費は小丸河畔運動公園あずまやとトイレ、城堀公園あずまやの修繕でございます。

住宅災害復旧費、需用費は正ヶ井手団地、堀の内団地の屋根の修繕、役務費は持田団地、堀の内団地屋根の暫定補修、石原団地、舞鶴団地の倒壊した物置の撤去、工事請負費は舞鶴団地A棟、G棟の物置設置工事でございます。

単独災害復旧費、工事請負費は、老瀬、山下、太平寺等、約20カ所の倒木、土砂等の撤去などの暫定復旧でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

小学校施設災害復旧費、需用費は東小学校の屋外配線補修、役務費は東西小学校の倒木撤去、工事請負費は西小学校運動場北側フェンス設置、外部空調ダクトの補修でございます。

中学校施設災害復旧費、需用費は東中学校武道場雨どいの取り替え、西中学校正門フェンスの補修です。役務費は東中学校倒木撤去でございます。

教育施設災害復旧費、需用費は西小学校教頭住宅のカーポートの補修、西中学校教頭住宅のテレビアンテナの取り替え等でございます。

社会教育施設災害復旧費、需用費は黒水家住宅門扉の取り替え、役務費は持田古墳群の倒木撤去でございます。

体育施設災害復旧費、需用費はMASUDAスタジアムの緩衝マットの修繕、屋内多目的広場倉庫のシャッター修繕でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

総務施設災害復旧費、役務費は町有地内に飛散した産業廃棄物の撤去。

商工施設災害復旧費、需用費は駅前駐車場入り口屋根の修繕でございます。

戻りまして、歳入でございます。7ページをごらんください。

財政調整基金繰入金でございますが、本補正の財源といたしまして、財政調整基金を充当をさせていただきました。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今回の予算については繰入金ですけれども、国か県からかの補助がいずれあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

厚生労働施設、多分、わかば保育園じゃないかなというふうに思うんですけれども、修繕と撤去がありますが、判断の理由は何なのか、この写真を見たら、大体、これが撤去でこれが修繕なのかというのは大体わかりますけれども、ちょっと説明をしていただけたらいいかなと思います。

撤去全般になるんですけれども、分別しての処分となるのかどうかお伺いします。

これ以外の簡便な被害については、どのような対応がなされるのかお伺いします。

これからも異常気象による災害が発生しやすい状況だと考えますけれども、災害復旧費について不足はないのかどうか、それと、この資料を見せていただいて1つだけ、ちょっと確認だけさせていただけたらいいなと思います。

舞鶴団地の倉庫が破損している、これを今度やり替えるということなんですけれども、倉庫ですので、多分、個人のいろんな所有物が入っていたんじゃないかなと思うんですね、それが被害に遭ったのかどうか、また、そのことについての話し合いが、その倉庫に荷物を入れられていた方とのお話し合いが進んできたのか、そこだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 今回の補正について、国県からの補助はございません。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 厚生労働施設についての修繕と撤去というふうな御質問でした。

御質問で、議員の言われるとおり、この修繕について、わかば保育園の玄関軒におきまして、軒や壁からクラック、それから剥落がございまして、子どもたちの出入りなどにおきまして、安全確保していくための修繕をするというものでございます。で、撤去につきましては、別の場所がございまして、高齢者等多世代交流拠点施設の倒木撤去の部分でございまして、

以上でございます。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 団地の倉庫の件につきましては、倉庫の中の特別な被害については報告を受けておりません。壊れた倉庫を利用されている方については、ちゃんと御説明をしておりますので、早急に復旧工事が必要かと考えております。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 簡便な被害についての対応についてでございますが、職員で対応できるものにつきましては、早急に職員で対応させていただきました。また、現行予算の中で対応したものもございます。これ以外のものにつきましては、今後、予算措置が必要なものがございましたら、優先順位をつけて順次対応をしていきたいと考えております。

また、復旧予算について不足はないのかということでございますが、災害の規模、今後の災害の規模にもよりますが、一定の財政調整基金を確保した上で、対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今の財政経営課長の答弁の中で、職員で対応した部分もあり、また、これから出てきた場合については考えていきたいような答弁があったと思うんですけれども、それは、台風8号に対しての答弁ですか、それとも、別の事案としての答弁で

すか。ということは、なぜ聞いたかというのは、もう台風8号については、調査は全部、多分、済んでいると思うんですよね。だから、それ以外に予算措置をしなければならないものということになってくると、ひょっとしたら、まだ誰もが気がついてないけど、これ台風8号だったよねというみたいな感じになるのか、それとも、それ以外のものなのかというところ、ちょっと確認だけさせてください。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 基本的については、今回の補正は8号について補正をさせていただいておりますので、先ほどの答弁は8号についてのお答えとなりますが、今後、発見されたものがあつた場合につきましては、予算措置が必要なものについては措置をしていきたいと考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕について、賛成の立場で承認をしたいと思ひます。

その内容については、私は先ほどから質疑を行いました。

台風8号の被害についてはしっかりと調査がなされ、そして、どのようにしていかなければならないのかということが、しっかりと把握されていると私は考えました。

それから、先ほどの財政経営課長の答弁からして、まだまだ、ひょっとしたら、まだ残っているかもしれない台風8号の被害についても、順次しっかりと対応をしていくことが示されました。

また、災害について、これから起きる災害についての予算措置についても、しっかりと財政調整基金などを使って対応していくことを述べられましたので、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第48号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕は承認することに決定いたしました。

日程第5. 報告第3号

日程第6. 報告第4号

日程第7. 報告第5号

○議長（青木 善明） 日程第5、報告第3号平成30年度高鍋町健全化判断比率についてから、日程第7、報告第5号平成30年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上3報告を一括議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。

○町長（黒木 敏之君） 報告第3号平成30年度高鍋町健全化判断比率について及び報告第4号平成30年度高鍋町公営企業資金不足比率について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第3号平成30年度高鍋町健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率につきまして御報告するものでございます。

4つの指標の比率が、それぞれ括弧書きで記載しております。早期健全化基準値以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町では、いずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第4号平成30年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町では水道事業、下水道事業、工業用地造成事業特別会計が対象となりますが、いずれも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告申し上げます。

○議長（青木 善明） 次に、教育長の報告を求めます。教育長。

○教育長（川上 浩君） おはようございます。報告第5号平成30年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により提出するものでございます。

以上でございます。

日程第8. 議案第49号

○議長（青木 善明） 次に、日程第8、議案第49号令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第49号令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契

約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第49号令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事、工事場所は高鍋町大字南高鍋字式本松。契約の方法は指名競争入札。契約金額は4,983万円。契約の相手方は、高鍋町大字上江2175番地、株式会社津房産業、代表取締役津房正寛でございます。

なお、この工事につきましては、令和元年8月7日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社尾鈴建設、九州建設工業株式会社、株式会社津房産業、パシフィック建設株式会社、株式会社増田工務店、株式会社ビズの6社でございました。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この間、契約案件を見てみますと、町内業者が話し合っているのではないかと思えるくらい、金額などで分配しているのではないかと思われる節があると考えますが、談合などはないと考えますが、どこでその判断を行っているのかお伺いします。

落札率についてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 積算につきましては、積算内訳書で適正に積算をされていることを確認しております。

また、落札率は94.9%でございました。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定すること

に賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第49号令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9. 議案第50号

- 議長（青木 善明） 次に、日程第9、議案第50号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を認めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 議案第50号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

- 財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第50号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）、工事場所は高鍋町大字北高鍋字権現前。契約の方法は指名競争入札。契約金額は6,457万円。契約の相手方は高鍋町大字上江399番地4、株式会社尾鈴建設、代表取締役勢井政俊でございます。

なお、この工事につきましては、令和元年8月7日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社尾鈴建設、九州建設工業株式会社、株式会社津房産業、パシフィック建設株式会社、株式会社増田工務店、株式会社ビズの6社でございました。

以上です。

- 議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

- 11番（中村 末子君） 安全・安心から考えて、地震、津波などのときに壊れたり、流されないか心配をしておりますが、災害対応としての設計となっているのか、また、尾鈴建設について、技術面で配慮できる有資格者はおられるのかどうかお伺いします。

また、これの落札率もお伺いしたいと思います。

- 議長（青木 善明） 建設管理課長。

- 建設管理課長（恵利 弘一君） まず、地震、津波の件でございますが、まず、津波に關しましては、現在、橋脚の波圧についての数値は示されているところでございます。

橋脚といいますと、橋台から橋台、橋の起点側と終点側には台をつくりますが、それを橋台というんですけれど、その間に、川の広い部分はコンクリートの台をつくりますが、それを橋脚というんですけれども、その橋脚については示されているところでございます。

今回の式本松の側道橋につきましては橋脚はございません。橋台だけの設置となっておりますので、その分については考慮はしておりません。

また、地震につきましてはレベル1、レベル2とあるんですけれども、今回の案件につきましてはレベル2で計算しております。レベル2といいますと、阪神淡路大震災、東日本大震災の震災のときの震災に耐え得る設計となっているところでございます。

また、尾鈴建設につきましては、技術的な配慮ができる有資格者はおりますので、

以上でございます。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 落札率につきましては96.5%でございました。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確かに、橋脚、いわゆるケーソンについては、そういうものがあるんですけれども、あそこの場合、川幅がそんなに広くないと思うんですね。それでケーソンは建設されませんが、あそこはやはり海にすごく近い、そういう状況から考えて、ひょっとしたら、川幅が、要するに津波が来たときに流されるんじゃないかという心配があるんですね。

実は、東北沖の地震、津波があったとき、後に私たちちょっと調査に行ったんですけれども、そのときにもかなりの橋が流されているという状況を目の当たりにして、非常に、これから、確かに木城町に行くぐらいのケーソンというのが、ほとんど流されていたんですね。だから、かなり、ケーソンだけでなく橋全体も流されていて、橋台自身も流されていたというのを、目にしてきた部分があるものですから、あそこの川はちょっと幅が狭くて、非常に、来たときに、一気に流れ込んだときに、橋台というのが本当に大丈夫なのかという心配をしておかないと、後々、またいろんなことになりはしないかと。

確かに、レベル2の対応ができるということは、答弁がありましたけれども、念には念を入れてではないんですけれど、ある程度やっぱり、ちゃんといろんな災害時に対応できるような状況というのをしっかりと踏まえておかないと、後々また私たちが何か禍根を残すことになりはしないかというふうにちょっと思いましたので、質疑をしたんですけれども、その辺のところはどう受けとめておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 技術的な指針につきましては、先ほど申し上げましたとおりでありまして、あそこは御存じのとおり県の管理河川となっておりますので、県とも事前協議済みでございまして、こういう構造でやるということも当然承認を受けてやっているところでございます。

議員が心配されるのはごもっともなことでございますが、現在のところ、先ほど申し上げ

げましたように、橋台につきましては、そういう数値的なもので示されておりませんので、現在のところではあの設計となったということで御理解願いたいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第50号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負契約について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど質疑を行いました。この橋台についても、しっかりとした地震や津波への対応をしていただきたいをお願いをしたところです。現在は、基準はないとのことでしたけれども、これからも工事をするに当たっては、十分な災害への対応をしっかりとさせていただくようお願いをして、賛成といたしたいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なし。これで討論を終わります。

これから議案第50号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第50号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第10. 議案第51号

日程第11. 認定第1号

日程第12. 認定第2号

日程第13. 認定第3号

日程第14. 認定第4号

日程第15. 認定第5号

日程第16. 認定第6号

日程第17. 認定第7号

日程第18. 認定第8号

日程第19. 認定第9号

日程第20. 認定第10号

日程第21. 議案第52号

日程第 2 2 . 議案第 5 3 号

日程第 2 3 . 議案第 5 4 号

日程第 2 4 . 議案第 5 5 号

日程第 2 5 . 議案第 5 6 号

日程第 2 6 . 議案第 5 7 号

日程第 2 7 . 議案第 5 8 号

日程第 2 8 . 議案第 5 9 号

日程第 2 9 . 議案第 6 0 号

○議長（青木 善明） 次に、日程第 1 0、議案第 5 1 号平成 3 0 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 2 9、議案第 6 0 号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 2 0 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第 5 1 号平成 3 0 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、議案第 6 0 号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 5 1 号平成 3 0 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号平成 3 0 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第 9 号平成 3 0 年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成 3 0 年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第 1 号の一般会計については、歳入総額 1 3 4 億 7, 7 0 7 万 1, 8 5 8 円、歳出総額 1 2 8 億 4, 3 2 1 万 1, 1 8 2 円、差し引き 6 億 3, 3 8 6 万 6 7 6 円となっております。

次に、認定第 2 号の国民健康保険特別会計については、歳入総額 2 8 億 4, 5 6 6 万 2, 4 4 4 円、歳出総額 2 7 億 9, 7 7 3 万 5, 4 3 7 円、差し引き 4, 7 9 2 万 7, 0 0 7 円となっております。

次に、認定第 3 号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額 5 億 1, 2 0 1 万 4, 3 3 4 円、歳出総額 5 億 1, 2 0 1 万 4, 3 3 4 円、差し引きゼロ円となっております。

次に、認定第 4 号の下水道事業特別会計については、歳入総額 4 億 5, 0 4 2 万 3, 7 3 7 円、歳出総額 4 億 2, 9 3 0 万 7, 4 7 3 円、差し引き 2, 1 1 1 万 6, 2 6 4 円となっております。

次に、認定第 5 号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額 1, 0 3 2 万 8, 0 0 0 円、歳出総額 9 2 9 万 2, 5 4 6 円、差し引き 1 0 3 万 5, 4 5 4 円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額19億9,230万8,982円、歳出総額18億9,405万2,473円、差し引き9,825万6,509円となっております。

次に、認定第7号の一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額2,304万4,194円、歳出総額1,726万9,133円、差し引き577万5,061円となっております。

次に、認定第8号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額18万8,796円、歳出総額13万890円、差し引き5万7,906円となっております。

次に、認定第9号の高鍋町工業用地造成事業特別会計については、歳入総額26億6,177万7,703円、歳出総額25億7,575万6,700円、差し引き8,602万1,003円となっております。

次に、認定第10号平成30年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

営業面では、給水件数が9,105件で前年度より76件の増、有収水量は197万7,779立方メートルで、前年度より1.7%の減でございます。

経営面では、税抜き収益的収入総額4億4,329万7,513円、支出総額3億9,055万1,336円で、当年度純利益は5,274万6,177円でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額ゼロ円に対し、支出総額は2億1,241万1,118円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億1,241万1,118円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第52号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関連します高鍋町税条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、個人の町民税につきましては申告書の記載事項の簡素化、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加等、軽自動車税につきましては、環境性能割の税率軽減等を行うものでございます。

次に、議案第53号高鍋町印鑑条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、住民票及び個人番号カードへの旧氏の併記が可能となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第54号高鍋町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございますが、本案につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布に伴い、当該譲与税を町が行う森林整備に関する諸施策の経費に充て、その残額を基金へ積み立てるため、同基金を設置するものでございます。

次に、議案第55号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億9,572万9,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ103億2,164万5,000円とするものでございます。

補正の主なものは、高鍋駅舎購入等事業、子ども・子育て事業、総合交流ターミナル施設整備事業、ふるさと納税推進事業、町道維持整備事業、持田団地中耐屋上防水事業、防災行政無線戸別受信機購入事業、小丸河畔運動公園多目的広場トイレ建築設計事業等でございます。また、4月の人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございます。

財源といたしましては、国県支出金、寄附金及び町債等でございます。

あわせまして、地方債につきまして、公営住宅施設整備事業の追加及び町単独道路改良事業ほか1件の変更を行うものでございます。

次に、議案第56号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ139万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,152万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

次に、議案第57号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ195万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,139万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、4月の人事異動に伴う人件費の調整及び消費税納付額の増額。歳入では、平成30年度決算に伴う繰越金の増額及び財源調整のための一般会計繰入金金の減額でございます。

次に、議案第58号令和元年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成30年度事業費確定に伴い、歳入の費目間で財源調整するものでございます。

次に、議案第59号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,620万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億839万1,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、平成30年度事業費確定に伴う国庫支出金等返還金、支払基金返還金並びに一般会計繰出金の増額及び介護給付費準備基金積立金の増額、4月の人事異動に伴う人件費の調整でございます。歳入では、平成30年度決算に伴う繰越金の増額、職員の人事異動に伴う人件費等に対する一般会計繰入金金の減額でございます。

次に、議案第60号令和元年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成30年度事業費確定に伴い、費目間で財源調整するものでございます。

以上、20件の議案等につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） ここで、暫時休憩をしたいと思います。

11時15分より再開いたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第30. 平成30年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

○議長（青木 善明） 日程第30、平成30年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 監査委員2名を代表いたしまして、平成30年度各会計の決算審査結果を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成30年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算審査は、去る7月1日から8月2日までの間、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月16日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。決算審査意見書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

第1に、審査の対象となりましたのは、平成30年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成30年度高鍋町特別会計（8会計）歳入歳出決算、1、国民健康保険特別会計、2、後期高齢者医療特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計、7、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計、8、工業用地造成事業特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり、令和1年7月1日から令和1年8月2日まで、実質審査日数は19日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出された決算書及び附属書類が、地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成をされているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係職員の説明を聴取し、定期監査、例月現金出納検査等も考慮して、関係帳簿並びにその他の書類と照合するとともに、必要な書類の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、現地調査も実施いたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を初め、その他の証拠書類など照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は、適正に処理されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。と存じます。

まず、一般会計から申し上げます。最初に、決算にあらわれた現状の評価について申し上げます。

平成30年度一般会計の決算の規模は前年度と比較して、歳入において16億8,607万1,000円上回り、歳出においても16億9,645万2,000円上回っております。

また、収支では、単年度収支は収支を赤字を計上しておりますが、真に黒字また赤字であるかは、単年度収支額に財政調整基金積み立てを加算し、財政調整基金の取り崩しを控除した実質単年度収支で判断をすることになります。その算式に基づき算出しますと、工業用地造成事業特別会計からの繰り入れに伴いまして、財政調整基金の積み立て等が要因となって、実質単年度収支は9億1,270万円の黒字となっております。

また、一般会計における財政指標を見ますと、財政力を示す財政力指数は0.517と県内の平均を大きく上回り、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.6%、標準財政規模に占める公債費の割合を示す公債費率は5.2%であり、さらに、財政の健全化判断比率も健全度が向上するなど、財政の健全性は保たれているものと判断をされます。

歳入面では、町税が5,702万8,000円増加するとともに、町税全体の収納率も96.62%で前年度を上回り、さらにふるさと納税の推進にも積極的に取り組むなど、自主財源の確保に努めるとともに、国県の補助金の活用を図り、安定した財源確保ができております。

一方、歳出面では、障害福祉費、子ども医療費助成等の増加や道路改良等の投資的経費が増加しましたが、財政の健全化に配慮しながら財源を効率的に使い、企業誘致に伴う関連インフラ整備や学校施設の整備、災害復旧事業など生活環境整備にも取り組んでおられます。

以上の実績から、従前に引き続き財政規律を重んじるとともに、ふるさと納税制度を積極的に活用し、地場産業の活性化を図りながら財源の確保に努め、あわせて基金の積み立てにより財政の健全化に配慮する一方で、限られた財源の中で各種の補助制度を積極的に活用し、生活環境の整備、防災対策や教育環境の整備に取り組むとともに、企業誘致の推進など、平成30年度一般会計の運営は、効果的であるとともに適正であったと認められます。

なお、財政の環境は、財源が伸びない中で高齢化等の進展により、社会保障費、扶助費等の大幅な増加が続くとともに、公共施設の老朽化に伴う維持管理費増大など、財政需要は拡大するものと思われまます。このことから、財政運営は一段と厳しさを増すことが予想されます。

このため、予算編成に当たりましては、消費税増税に伴う社会経済情勢の変化や町民の意識等を的確に把握し、歳出面では、事務事業の優先度、緊急度を精査するとともに、歳入面では、財源の確保に向けて、ふるさと納税の活用や税収の安定した収納等、なお一層の工夫と取り組みにより、効率的で効果的な財政運営に努められ、さらなる町民福祉の向上と町勢の発展に組織一丸となり、高鍋町の強みと特色を生かして、高鍋らしいまちづくりに取り組まれるよう要望をいたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

国民健康保険加入世帯数は、前年度と比較して13世帯減少し、被保険者数は95人減少をしております。歳入面では、被保険者の減少等によりまして、国保税が前年度と比較

して189万8,000円減収となっております。平成30年度より保険者が県に移管されたことにより、歳入歳出ともに前年度とは単純に比較はできませんが、現在の国民健康保険財政は、平成30年度末に実質単年度収支は黒字に転じております。また、準備基金は2億1,926万9,000円積み立てられ、令和1年5月末現在高は、6億8,755万円となっております。そういう意味では、財政状態は安定していると言えます。

なお、平成30年度末までの保険税の滞納累計額は7,622万1,000円で高額であります。徴収努力の積み重ねにより30年度は若干減少をしております。執行停止中のものも加味しますと、今後も滞納を縮減する努力が求められます。

被保険者の高齢化の進展や医療の高度化等により、医療費が毎年増加することが予想される中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題であり、その安定化のためには、疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められます。特定健診の受診率向上や健康づくりの啓発による疾病予防に向けて、なお一層取り組まれるとともに、引き続き、収納率向上対策に努めていただくよう要望いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算状況は、歳入歳出ともに安定しておりますが、今後は、団塊の世代が75歳を迎える2022年を見据えて、運営に当たっていただくよう要望をいたします。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

平成30年度の公共下水道事業の事業量は、管渠布設1,161メートル、面整備0.2ヘクタールであります。平成30年度末現在の面整備累計は225.9ヘクタールとなり、水洗化率は84.4%、2,808世帯6,062人となっております。

下水道の普及により、快適な生活と河川の浄化が進み、その効果は次第にあらわれてきております。一方、浄化センターの機器の老朽化が進み、長寿命化対策が講じられており、平成29年度で一定の対策が終了をしております。

このような状況の中で、平成30年度末における財政状況は、維持管理費及び起債償還費等で年間約4億円を要しますが、根幹的な財源である使用料は約1億円であります。不足額は全額一般会計からの繰り入れで補われております。

下水道経営の健全化と一般会計の負担を軽減するためにも、水洗化率の向上に向けた取り組みをなお一層推進することが求められます。あわせて、受益者負担金の収入未済額に対しても具体的な対策を立て、的確に取り組まれることを要望いたします。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。

3町によります認定審査は的確、そしてスムーズに行われております。今後とも、さらに連携を密にして適正な審査が行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

平成30年度の要介護・要支援の申請数は838件であります。前年度と比較して33件減少しており、申請者のうち非該当者は12件となっております。

平成30年度の決算における実質収支は9,825万6,000円の黒字となっております。

す。単年度収支は基金を取り崩したこともあり、5,546万3,000円の赤字となっておりますが、3カ年の介護計画に基づき適正に運営をされており、令和1年5月末の基金残高は3億1,941万1,000円で、財源は確保され安定した運営となっており、支障はないものと思料されます。

なお、今年度の保険給付費は3.2%の伸びであり、今後、高齢化が進み保険給付費の増加も見込まれますことから、介護予防の諸事業に積極的に取り組むとともに、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるように、円滑な運営を図っていくよう望むものであります。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。

一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地かんがい用水を、他の農業にも雑用水として使用することを目的に、1市3町で共同設置された会計であります。

平成21年度から事業を開始をしております。事業開始から10年が経過し、財政状況は収入未済額もなく、基金を積み立てるなど、順当で安定した運営となっております。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営を要望いたします。

次に、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計について申し上げます。

西都児湯固定資産評価審査委員会は、平成27年度に西都児湯1市5町1村で共同設置された委員会であります。平成30年度は審査事案はありませんでした。適正な審査を行われるよう要望いたします。

次に、工業用地造成事業特別会計について申し上げます。

工業用地造成事業特別会計は、企業誘致に係る用地造成等のインフラ整備事業を町が行うことにより、迅速で効率的な企業立地を進める目的で設置された会計であります。

平成29年度から事業を開始をしております。事業はほぼ計画どおり進捗し、当初目的の造成事業は完了するとともに、用地の代行取得及び構築物の解体等の費用負担に係る清算は適正に行われております。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく、平成30年度高鍋町水道事業特別会計決算審査結果について、御報告申し上げます。

決算審査は、去る6月24日から6月28日までの間の中で、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月18日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。その概要について御報告申し上げます。

審査の期間は、先ほど述べましたとおり、6月24日から6月28日までの間のうち、実質4日間でございます。審査の方法は、町長から提出された決算書類及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令に基づき作成されているか、また、水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿など、通常実施すべき審査手続及び必要とする審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に基づき作成され、その計数は正確であり、関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また、予算の執行も適正に執行をされていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。

まず、分析による現状の評価でございますが、本年度の給水人口は1万8,402人で、前年度より53人減少し、有収水量も3万3,818立方メートル減少をしております。年間配水量は前年度と比較して6万9,267立方メートル、3.02%増加をしております。

なお、漏水対策等の効果もあり、有収率は83.6%と高い水準を維持をしております。施設利用率及び負荷率は、同累計の団体の経営指標、施設利用率52.1%、負荷率80.1%、を上回っており、効率的な業務運営に努められたものと評価できます。

次に、経営成績につきましては、本年度の経営成績は損益計算書のとおりであります。収益では、営業収益は給水収益が減少しましたが、その他の営業収益が増加したことにより368万4,795円、0.9%増加をしております。

費用では、営業費用は資産減耗費計上の減少が要因となり784万7,088円、2.2%減少、営業外費用は支払利息が減少したことにより545万2,366円、10.8%減少をしております。このことによりまして、費用全体でも1,333万936円、3.3%減少をしております。

これらの結果、純利益は前年度より1,635万5,234円増加し、5,274万6,177円となっております。経営状況につきましては、経営分析での指標が経営指標と比較して下回っている部分もありますことから、改善を図っていく必要があるものと思われま。

次に、財政状態につきましては、今年度末における財政状況は貸借対照表のとおりであります。

資産の部では、建設仮勘定は増加しましたが、有形固定資産の建物、構築物、機械及び装置の減が大きく、固定資産は2億301万7,584円、4.4%の減少となっております。流動資産は、現金預金が361万250円、1.1%増加をしております。

負債の部の固定負債では、企業債償還により2億710万3,551円、8.3%の減少となっております。

流動負債につきましては、翌年度の企業債償還予定額は増加しましたが、未払金が減少したことによりまして2,296万368円、8.6%減少をしております。

繰延収益は、国庫補助金、工事負担金により取得した資産の当年度減価償却費相当額であります2,017万8,201円、3.8%が減少をしております。このことによりまして、全体の負債額は2億5,024万2,120円、7.6%減少をしております。

資金運用面では、流動資産が流動負債を上回っておりまして、改善をしたと言えます。

資本金の部では、変動はありませんでした。

剰余金の部では、減債積立金と当年度末未処分利益剰余金が増加したことによりまして、剰余金全体では5,274万6,177円、23.1%増加をしております。

以上のことから、資本全体では5,274万6,177円、3.1%の増額となっております。

年度末における財政状態は安定していると言えますが、企業債未償還残高が高額でありますことから、さらなる経営努力が望まれます。

分析による現状の評価は以上であります。平成30年度の経営状況は、収益的収支の収益面では、給水人口は前年度より減少し、経営の根幹であります営業収益は給水収益が若干減少しましたが、その他の営業収益は増加をしております。一方、費用面では、営業費用は修繕費に大幅な変動はなく、職員の減による人件費及び資産減耗費が減少し、営業外費用は支払利息が減少をしております。

資本的収支につきましては、収入では、企業債の借入れがないため、収入はありませんでした。支出面では、配水管布設替え等もなく、一般改良費が4,690万2,567円減少し、企業債償還金は、774万9,034円増加をしております。

経営状態につきましては、減価償却費計上額に相当する損益勘定留保資金が今後減少してくることが考えられます。管路更新等の補填財源の減少にもつながり、また企業債元利償還金が、給水収益の50%を超える状況が依然として続くとともに、多額の減価償却費の計上など、経営環境の改善には長期間を要するものと思われま。

このような中で、給水人口は横ばい傾向が続いておりまして、今後の水道事業経営に当たっては、業務のさらなる効率化に向けた取り組みと安全で良質な水の安定供給に向けて、町民に信頼される水道事業の執行を要望をするものであります。

なお、給水原価が供給単価を下回る額に改善をされましたが、これは人件費の減額による営業経費の削減が要因の一つになっております。職員の労働環境が懸念をされます。このことを踏まえて、今後とも徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえた企業努力を要望をいたします。

以上、報告申し上げます。

○議長（青木 善明） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時43分散会
